

# 報 道 資 料

令和6年3月29日

総合政策部人事課

0742-34-4821（ダイヤルイン）、内線2103

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和6年3月29日に処分の発令をした。

### 記

	所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
①	保育総務課 主務 技術職員	55	停職6月	市内のスーパーマーケットにおいて、食料品7点（販売価格合計1,972円相当）を万引きした。
②	環境清美工場 係長 技能労務職員 武田 真治	57	停職1月	職場において、上司に対して、木製棒で両下腿部を殴打したり、頭突きをしたりするなどの暴力を加え、加療約1週間を要する傷害を与えた。

・ 適用法令：①、② 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号